

足利尊氏は1336年、(1)を定め、幕府を京都におくことをはじめとする新しい政治方針を示し、(2)年には征夷大將軍に就任し、名実ともに幕府を開いた。南朝を開いた後醍醐天皇は、各地に皇子を派遣するなどして戦いを継続した。やがて、南北朝の対立に加え、幕府内部の対立も発生した。当初幕政は、尊氏と弟の(3)が政務を分担するいわゆる二頭政治の形態をとっていたが、尊氏の執事で急進派の(4)が新興武士らの支持で力を伸ばし、漸進派の(3)と対立するようになった。1350年、ついに両派は武力衝突におよんだ。1351年には(4)が殺害され、52年には(3)が毒殺された(=(5))。その後も三者は離合集散を繰り返した。

南北朝の動乱のころ、分割相続にかわって、嫡子がすべての所領を相続する(6)が一般的になった。内乱が長期化するにつれて、武士は、各地に分散する所領を1か所にまとめ、周辺の中小武士たちを家臣にして強固な所領支配をめざすようになった。このような武士を(7)とよんでいる。こうした動きは、分散していた所領の支配をまかせられていた庶子が惣領から独立するきっかけとなったため、血縁的なむすびつきが弱まり、(8)的結合を重視するように変質していった。(7)らは、守護に対抗して農民を支配するために、(7)どうしで連合した。これを(9)とよんでいる。

守護は、元の襲来以後、鎌倉時代以来の大犯三カ条にくわえて、所領の保全などの権限が大きくなっていた。守護は、所領紛争のさい、所有権を主張して、稲を一方的に刈り取る(10)を取り締まったり、裁判の判決を強制的に執行する権限(=(11))などがあたえられた。南北朝の動乱のなかで、室町幕府は(12)令を出して、守護に任国の荘園・公領の年貢の半分を兵糧料として徴発し、それを国内の武士に分けあたえる権限をあたえた。さらに守護は、国内支配を強化していった。そして守護は、国衙を掌握して国衙領を守護領とし、荘園領主らは年貢の徴収を守護に請け負わせるようになった。

こうして室町時代の守護は、鎌倉時代よりはるかに強力なものとなり、有力守護のなかには数か国の守護職を兼ねる者もあらわれた。このような守護を(13)とよんでいる。(13)は、国内の(7)と主従関係をむすんで彼らを支配下におこうとしたが、(9)をむすんだり、將軍直属軍(=(14))にくわわるなど、守護に強く抵抗する(7)もいて、強固な主従関係をきずくことは難しかった。

1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	

提出：次回授業開始時 3年 組 番 氏名